○○保育園運営規程（保育所用）

　（施設の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　⑴　名　称　　○○保育園

　⑵　所在地　　京都市△△区・・・・・

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　○○保育園（以下**「当園」**という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

２　**「当園」**は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

３　**「当園」**は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

４　**「当園」**は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

５　**「当園」**は、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年３月３０日京都市条例第４９号）」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

　（利用定員）

第３条　**「当園」**の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

　⑴　法第１９条第２号の子ども（保育を必要とする３歳以上児。以下「２号認定子ども」という。）　○○人

　⑵　法第１９条第３号の子ども（保育を必要とする３歳未満児。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　　○○人

　⑶　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　○○人

　（提供する保育等の内容）

第４条　**「当園」**は、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

　⑴　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

　　　給付認定を受けた保護者（以下「給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該給付認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

　⑵　時間外保育

　　　やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定に係る園児に対し、第７条に規定する時間の範囲内において、法第５９条第２号に規定する時間外保育を提供する。

　⑶　送迎

　　　園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

　⑷　食事の提供

　⑸　その他保育に係る行事等

　　*※　一時預かりや休日保育を実施する場合は、事業を実施する旨を記載する。*

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　⑴　園長　１名（常勤専従）

　　　園長は、職員及び業務の管理一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

　⑵　主任保育士　１名（常勤専従）

　　　主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

　⑶　保育士　○○名以上（常勤換算後）

　　　保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　⑷　栄養士　１名（常勤専従）

　　　園児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、満１歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

　⑸　調理員　２名以上（常勤換算後）

　　　栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

　（保育を提供する日）

第６条　保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝日を除く。

　（保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は、次のとおりとする。

　⑴　保育標準時間認定に係る保育時間

　　　７時から１８時までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　⑵　保育短時間認定に係る保育時間

　　　９時から１７時までの範囲内で、給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から９時まで及び１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第８条　**「当園」**の特定教育・保育を利用した給付認定保護者は、その給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

２　**「当園」**は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第２８条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　**「当園」**は、前項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第９条　**「当園」**は、市町村から特定保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１０条　**「当園」**は、以下の場合には特定保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が小学校に就学したとき

　⑵　給付認定保護者が、法に定める給付要件に該当しなくなったとき

　⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

　（緊急時における対応方法）

第１１条　**「当園」**の職員は、保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、京都市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　**「当園」**は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１２条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１３条　**「当園」**は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１４条　**「当園」**は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

　この規程は、令和●年●月●日から施行する。

　この規定は、令和◆年◆月◆日から施行する。

別表

１　特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 | ○○ | 月額　　　　　　　円 |
| △△費 | △△ | 月額　　　　　　　円 |
| □□費 | □□ | 年額　　　　　　　円 |
| 給食費 | ３歳児クラス以上の２号認定こどもに提供する食材料費 | 月額　　　　　　　円（主食費　　　　　円副食費　　　　　円） |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

* 上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更がありうる。金額の変更となった場合は、年度末の精算により、返還または追徴することがある。この場合、保護者に算出の内訳を示したうえで実施するものとする。

＜例＞

・○○行事に係る費用

２　時間外保育に係る利用者負担金

以下は、記載例

　以下の利用時間で設定している事業所を想定した場合。

　・開所時間：７時～１９時（１２時間）

　・標準時間の方が利用できる保育時間：７時～１８時（１１時間）

　・短時間認定の方が利用できる保育時間：８時半～１６時半（８時間）

* （参考）京都市時間外（延長）保育事業実施要綱

　⑴　保育標準時間認定の方

　　〇　保育標準時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　１８時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額２，５００円

　⑵　保育短時間認定の方

　　〇　保育短時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、１日当たりの利用時間に応じ、以下の料金とする。

　　　　１日当たりの利用時間が

　　　①　１時間までの場合　　　　　　　→　月額２，５００円

　　　②　１時間を超え２時間までの場合　→　月額５，０００円

　　　③　２時間を超える場合　　　　　　→　月額７，５００円

（※備考）　保育料が第１階層（生活保護世帯等）及び第２階層（市民税非課税世帯）の方については、市の定める基準額に従い減免する。

※　なお、延長保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり１回当たりの利用料設定とすることも可能です（この場合、各事業所の設定した保育短時間認定に係る利用可能時間帯等を踏まえ、延長保育料を設定してください）。

　　（ア）　７時から８時半まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　（イ）　１６時半から１９時まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　注：同じ日に、アの時間帯（７時から８時半まで）とイの時間帯（１６時半から１９時まで）を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料が必要となります。

　　ただし、１回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

　　【利用料上限・民間保育園等（月額）】　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 短時間認定 | 標準時間認定 |
| 延長時間 | １時間まで | ２時間まで | ３時間まで | １時間まで | ２時間まで |
| 第１階層 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等を除く) | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 1,000 | 2,000 |
| 上記以外の世帯 | 2,500 | 5,000 | 7,500 | 2,500 | 5,000 |

３　時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

　（記載例の前提）

・園の設定する保育標準時間帯内では、徴収不可。（時間外保育事業を実施する園において、短時間認定

こどもについては、園の設定する保育短時間帯内は原則徴収しないこと。時間外保育の扶助対象であ

り、保護者負担のため公費が優先されることを原則としている。）。

・時間外保育事業を実施する施設については、状態の継続が見込まれた場合は、時間外保育の利用を促す

ことを原則とする

　　以下は、記載例

時間外保育を契約していない場合、やむを得ず７時～１８時の保育標準時間を　超える時間につき、３０分あたり５００円を徴収する。なお、利用の継続が見込まれる場合は、時間外保育の利用を促すよう努める。

４　○○○

　　○○○○…

※　当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。